

## 大阪葬祭事業協同組合と 災害時等における協力に関する協定を締結しました

堺市と大阪葬祭事業協同組合は、地震、風水害その他の災害時に、堺市内において多数の死者が発生した場合における支援協力体制を整備するため、「災害時等における協力に関する協定」を締結しました。

### 1 締結先

大阪葬祭事業協同組合  
理事長 和合 健一

### 2 締結日

令和6年12月23日（月）

### 3 協定締結に至った背景

大阪葬祭事業協同組合から、地震、風水害その他の災害時における協力の申し出があり、葬祭業務の協力について協議を重ね、両者が合意に至ったため、今回の連携協定を締結する運びとなりました。

### 4 本市からの協力要請内容

- (1) 遺体の搬送
- (2) 遺体の安置、搬送等に必要な資機材及び消耗品の提供
- (3) 遺体の安置に必要な葬儀式場等の施設の提供及び支援
- (4) その他、特に堺市の要請により大阪葬祭事業協同組合が応じられる事項

### 5 大阪葬祭事業協同組合

昭和47年に設立された当団体は大阪府知事認可の葬祭専門事業者団体であり、経済産業大臣認可の全日本葬祭業協同組合連合会に加盟しています。また、災害時の緊急支援活動にも積極的に取り組まれています。

○大阪府内36葬儀社が所属

○所在地：大阪府中央区島之内1丁目22番22号

問  
い  
合  
わ  
せ  
先

担 当 課：健康福祉局 健康部 健康医療政策課  
電 話：072-248-6004  
ファックス：072-228-7943

# 災害時等における協力に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）と大阪葬祭事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害時に、堺市内において多数の死者が発生した場合における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

## （協力の要請）

第1条 甲は、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り通常業務に優先して協力するものとする。

- （1）遺体の搬送
- （2）遺体の安置、搬送等に必要な資機材及び消耗品の提供
- （3）遺体の安置に必要な葬儀式場等の施設の提供及び支援
- （4）前各号に掲げるもののほか、特に甲の要請により乙が応じられる事項

## （要請の方法）

第2条 甲は、前条の規定による要請をするときは、協力要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合は、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

## （協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、甲の指示に従い、第1条に掲げる業務を実施するものとする。

## （燃料確保への協力）

第4条 甲は、第2条の要請をしたときは、乙の協力に必要な範囲内において、可能な限りガソリン等燃料の確保に協力するものとする。

## （報告）

第5条 乙は、第3条の規定に基づき協力を実施したときは、協力業務実施報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。ただし、報告書を提出することが困難な場合は、電話等で報告し、後日報告書を提出するものとする。

## （経費の負担）

第6条 第1条に掲げる事項に使用した資機材及び消耗品の購入費、賃貸料等並びに施設の使用料等の協力に要した経費は、甲が負担するものとする。

## （経費の請求）

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は当該要請を行った遺族等に乙が請求する。

## （経費の支払）

第8条 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害の発生における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

(協力体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力を行えるよう、協力体制の整備に努めるものとする。

(連絡先)

第11条 甲及び乙は、この協定の円滑な実施を図るため、連絡先報告書（様式第3号）により、連絡先を相互に報告するものとする。これに変更があった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、支援を行う場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙いずれからも協定の終了又は見直し等の申し出がない限り、期間満了の日の翌日から1年間更新され、以後も同様の取り扱いとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年12月23日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号  
堺市  
堺市長 永藤英機

乙 大阪府中央区島之内1丁目22番22号  
大阪葬祭事業協同組合  
理事長 和合健一